

たちばな「おまかせローン」

平成28年10月1日現在

商 品 名	たちばな「おまかせローン」
ご利用いただける方	(1)満20歳以上で65歳以下の個人の方 (2)安定収入のある方 ※アルバイト・パート勤務・年金受給者・専業主婦(配偶者が給与所得者)の方も対象となります。 (3)当金庫の営業区域内に居住または勤務の方 (4)九州総合信用株の保証が受けられる方
お 使 い み ち	自由です。(事業性資金は対象外です。)
ご 融 資 金 額	10万円以上300万円以内(1万円単位)。 ただし、アルバイト・パート・専業主婦の方は100万円を上限とします。
ご 利 用 期 間	7年以内とします。
ご 融 資 利 率	固定金利 … 契約時の当金庫所定の利率となります。
ご 返 済 方 法	契約時に指定した返済用口座より毎月10日もしくは20日に元利金均等定額返済となります。 なお、ご融資金額の50%以内を限度にボーナス併用返済も可能です。 ただし、自営業者、会社役員の方(ボーナス受給者除く)は、ボーナス併用返済のお取扱いはできません。
連 帯 保 証 人 ・ 担 保	九州総合信用株が保証しますので保証人・担保は不要です。 ただし、保証会社<九州総合信用株>が必要と認める場合があります。
必 要 書 類	(1)本人確認書類 (2)所得証明書(確定申告書)や資金使途証明書(見積書)は、原則不要です。 ただし、保証会社が必要と認める場合があります。
手 数 料 ・ 保 証 料	(1)当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。 (2)保証料はご融資金利に含まれます。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時~17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または

	全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
そ の 他	(1)お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (2)FAX、郵送により申込可能です。ただし正式なローンご契約時には窓口にご来店いただきます。 ※チラシ裏面の仮審査申込書をご利用ください。FAXは24時間受付中です。 (3)現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問合せください。